



## RESOLUTION No. 20) VIOLATION OF TRADE UNION RIGHTS BY THE GOVERNMENT OF GUYANA

### 第20号決議案) ガイアナ政府による労働組合権の侵害

第29回国際公務労連 (PSI) 世界大会  
2012年11月27日－30日、南アフリカ・ダーバン

ガイアナ協同共和国が国際労働機関 (ILO) の加盟国であり、第87号、98号、151号条約はじめ45のILO条約を批准したことから、

ガイアナ公務労組 (GPSU) は、公共サービス委員会 (PSC) が雇用した労働者を代表するための許可証の発行を受け、他にもいくつかの半自治的国家機関の労働者を代表する承認を得ていることから、

数年にわたり、ガイアナ公務労組 (GPSU) とそのメンバーは、国家法およびILO条約の順守において、ガイアナ政府から数多くの権利侵害を経験してきたことから、

その結果、GPSUは、国際公務労連の援助のもと、2002年には、労働組合権の侵害、ならびに1978年の労使関係 (公務) に関するILO第151号条約に抵触する行為を理由に、ガイアナ政府に対する苦情をILOに申し立てた。これは2187号案件として分類されている。

ガイアナ政府がいくつかの政府機関との協力のもと、長い時間をかけて、苦情に関する委員会の審議と結論をまとめる流れを故意に妨げてきたことをうけ、

委員会による苦情の審議が休止状態と思われることから、

しかしながら、

以下のようにガイアナ政府による違反と乱用が続いていることを認識し、:

- (i) 自由に団体交渉を行う権利を否定し、2000年から2011年まで賃上げおよびサービス状況の改善を拒否した。
- (ii) 裁定を実施せず、法的拘束力のある団体協約を守っていない。
- (iii) GPSUによるメンバーの代表を妨害している。
- (iv) 公共サービス上訴裁判所または憲法が定める機関を任命しないことによる違憲・違法行為。
- (v) GPSUメンバー代表のPSCへの指名を拒否していること。
- (vi) GPSUの内部事情に干渉し、組合員を脅したことによる第151号条約の違反。

1978年の労使関係 (公務) に関するILO第151号条約、および労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言で規定された労働組合権を享受する特権を獲得する戦いにおいて、PSIの全加盟組合を招き、GPSUおよびガイアナ公共労働者と連帯させる。

第151号条約、ガイアナ国家法、ならびに法的拘束力のある団体労働協約で規定された義務を守るようガイアナ政府に求める。

書記長に対し、現時点までの展開を考慮に入れながら2187号案件の審議を継続し、結論を導くことをILOに要請するよう指示する。

行動プログラムおよび規約を含む大会決議[Congress resolutions](#)を参照のこと